死者・行方不明者の氏名公表の基準を求める提言について

東日本大震災をはじめ、近年の地震や豪雨等、「想定外」、「数十年に一度」の大規模災害は、激甚化・頻発化しており、国民の生命・財産を守るための防災・減災対策は、より一層重要性を増している。

昨年は、大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震が発生したことから、全国知事会ではその災害対応の事後検証を行うとともに、得られた教訓の共有を図ったところである。今回の災害では、被災者遺族の同意を得られた場合に氏名等を公表した場合や同意なく公表した場合など、地方自治体間で対応に差が生じていたことが明らかになった。

災害発生時には、円滑な救助・救急を実施し、一人でも多くの人命を救う必要があり、迅速な対応等が求められることから、死者・行方不明者の氏名公表の基準作成について、国に対して要望するとともに、災害はいつ発生するか分からないことから、我々全国知事会としても具体的な支障事例などの経験を取りまとめ、全都道府県で共有することを検討していく。

以上のことから、下記の事項について強く要請する。

記

死者・行方不明者の氏名公表の取扱いについては、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確にしたうえで、全国統一的な公表基準を作成すること。

令和元年7月23日

全　国　知　事　会